

〔指定管理者制度導入施設〕〔A調書〕

事業評価調書〔途中評価〕（令和5年度）

1. 施設の名称等

施設名称	長崎水辺の森公園、長崎港松が枝国際ターミナルビル及び松が枝緑地	事業所管	土木部	港湾課
所在地	長崎市常盤町、出島町、松が枝町	課（室）長名	松本 伸彦	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	3-1	人口減少に対応できる持続可能な地域を創る
	施策	6	持続可能なインフラの整備及び利活用
	事業群	①	インフラの戦略的な維持管理、更新及び利活用の推進

2. 施設の概要

設置年月日	① 平成 16 年 3 月 27 日 ② 平成 22 年 3 月 26 日
設置法令等	長崎県港湾管理条例（昭和51年3月19日）
設置目的	①長崎水辺の森公園 良好な「みなと」の景観形成や様々なイベントの開催及び住民の憩いの場、港の周辺で働く人々の休息の場となる。 ②長崎港松が枝国際ターミナル及び緑地 長崎港に多数入港しているクルーズ船利用者の利便に供するとともに、広く市県民に憩いと交流の場を提供する。
利用対象者等	①主な利用対象：市県民及び県外観光客 開園時間：24時間 ②主な利用対象：クルーズ船利用者、市県民及び県外観光客 ターミナルビル開館時間：午前9時～午後6時（クルーズ船寄航時等は時間変更あり）
施設内容	①長崎水辺の森公園 (1) 長崎水辺の森公園：施設面積：7.6 [㊦] 大地の広場3.2 [㊦] ：芝生広場、月の舞台、森の駐車場 水の庭園1.4 [㊦] ：水の劇場、生命に学ぶエリア、森の駐車場 水辺のプロムナード3.0 [㊦] ：森の劇場、水辺の公園レストラン (2) 三角広場：施設面積：2,256 [㊦] (3) 常盤南駐車場：施設面積：11,920 [㊦] 大型車：98台 普通車：76台 ②長崎港松が枝国際ターミナル及び緑地 ターミナルビル鉄筋コンクリート造一部鉄骨造平屋建て 延床面積1,996 [㊦] (1) ターミナル第1ビル（約2,000 [㊦] ） 待合ホール、パントリー、多目的ルーム、事務室、倉庫、歓待ギャラリー、トイレ (2) ターミナル第2ビル（約2,000 [㊦] ） クルーズ船寄港時の出入国、税関及び検疫業務の用のみに供する。 (3) 緑地 約1.0 [㊦] ：パザール広場、野外劇場、トイレ、駐車場、ターミナルビル屋上緑化部分
施設の利用料金体系	①長崎水辺の森公園 (1) 便益施設（水辺の公園レストラン） 300,000円/月～9,000,000円/月 固定部分：300,000円/月変動部分：売上金額が固定部分を超えた金額に10%を乗じた額 (2) ・常盤・出島緑地駐車場 (自動車1台30分につき) 2時間まで 50円 2時間超 昼間150円 夜間50円 夜間上限1,000円 ・県常盤南駐車場 (自動車1台30分につき) 昼間100円 昼間上限1,000円 夜間50円 夜間上限800円 月極19,217円 (バス1台30分につき) 昼間600円 夜間300円 昼間、夜間上限2,400円 (ツアーバス1台1日につき) 1日2,000円 (3) 緑地 ①行商その他これに類する行為 3,140円/日 ②業としての写真撮影 6,990円/月 500円/日 ③業としての映画撮影 9,680円/回 ④展示会、コンサートその他これに類する行為 営利18円/日/㎡ 非営利12円/日/㎡ ⑤業としての貸しポートその他これに類するもの 520円/年/隻

施設の利用 料金体系	②長崎港松が枝国際ターミナル及び緑地 (1)ターミナルビル ①待合ホール 営利 70円/日/㎡ 非営利 35円/日/㎡ ②パントリー 営利 3,140円/回/部屋 非営利 1,570円/回/部屋 ③多目的ルーム 営利 2,100円/回/部屋 非営利 1,050円/回/部屋 ④音響機器類 営利 4,190円/回/日 非営利 2,100円/回/日 ⑤C I Q関係 税 関 1,570円/日 入国管理局 4,090円/日 検疫所 1,050円/日 動物検疫所 730円/日 植物検疫所 700円/日 (2)緑地 ①パザール広場 営利15,700円/日/箇所 非営利 8,380円/日/箇所 ②野外劇場 営利21,000円/日/箇所 非営利13,620円/日/箇所 ③芝生広場その他 (業としての写真撮影) 6,990円/月 500円/日 (業としての映画撮影) 9,680円/回 (展示会、コンサートその他これに類する行為) 営利18円/日/㎡ 非営利12円/日/㎡ (3)駐車場 (自動車1台30分につき) 昼間 50円 夜間 50円 夜間上限500円 (バス1台30分につき) 昼間600円 夜間300円 24時間上限2,400円 (4)国際観光船入港時の待合ホールにおける物販 4,000円/区画
	①長崎市県民の森 (H30) 入園料 無料 利用者数 145,110人 指定管理者制度導入 H18.4.1 管理運営負担金 60,685千円

類似施設の 設置状況	①長崎市県民の森 (H30) 入園料 無料 利用者数 145,110人 指定管理者制度導入 H18.4.1 管理運営負担金 60,685千円	②福江港ターミナルビル (H30) 一般利用者料金 無料 利用者数 640千人 指定管理者制度導入 H18.4.1 管理運営負担金 0円
---------------	--	--

区 分 (単位：千円)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)
	財源				
国 庫					
その他 ()					
一般財源		53,143	47,793	29,593	
事業費<A>	0	53,143	47,793	29,593	0
管理運営負担金		53,143	47,793	29,593	
その他 ()					
人件費					
合計<C=A+B>	0	53,143	47,793	29,593	0
単位あたりコスト					

(説明) 「 」 = C ÷ ()

3. 指定管理者の概要

指定管理者 の名称等	<<所在地>> 長崎市松が枝町3番19号 <<名 称>> 長崎クレインオアシスマネジメント <<代表者氏名>> 代表構成員 長崎緑地公園管理事業協同組合 代表理事 赤瀬 憲市
指定期間	平成 31 年 4 月 1 日 ~ 令和 6 年 3 月 31 日
業 務	①施設(設備)の維持・修繕等 ②施設の運営
利用料金制	<input checked="" type="checkbox"/> 導入済 未導入 選定方法 <input checked="" type="checkbox"/> 公募 非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の 達成状況	①	施設のイベント及びターミナルビル、緑地の利用許可数	(目標値の根拠) <<令和5年度実施における変更点>> ①、②施設の利活用の促進を図るため、イベントやターミナル、緑地の利用許可件数及び駐車場の利用台数を前年度以上に する。 ③施設を安全な状態に維持する。					
	②	施設内駐車場の利用台数						
	③	施設内の管理瑕疵による事故発生件数						
			実 績	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)
			単 位					
	①	a 目標値	件	2,747	2,338	331	565	664
		b 実績値	件	2,338	331	565	664	
		c 達成率b/a	%	85	14	170	117	
	②	a 目標値	台	84,070	173,196	133,371	165,383	187,971
		b 実績値	台	173,196	133,371	165,383	187,971	
	c 達成率b/a	%	206	77	124	113		
③	a 目標値	件	0	0	0	0	0	
	b 実績値	件	0	0	0	0		
	c 達成率b/a	%	100	100	100	100		

指定管理者 の収支状況	事業計画 (R4)		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (計画)
	(千円)	実績-計画					
利用料金	135,032	▲ 35,685	110,194	54,714	67,772	99,347	135,032
県負担金		29,593		53,143	47,793	29,593	
その他	846	1,842	2,097	5,518	2,623	2,688	846
収入計a	135,878	▲ 4,250	112,291	113,375	118,188	131,628	135,878
支出b	100,715	30,913	120,721	114,394	118,191	131,628	135,878
うち人件費	35,163	▲ 14,649	27,640	63,265	21,293	20,514	35,163
収支a-b	35,163	▲ 35,163	▲ 8,430	▲ 1,019	▲ 3	0	0
配置職員数 (人)	常勤 28 非常勤 3	0	常勤 26 非常勤 6	常勤 28 非常勤 3	常勤 28 非常勤 3	常勤 28 非常勤 3	常勤 28 非常勤 3

5. 令和4年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の 状況	計 画		実 績	
	<指定管理者実施分> ①施設の維持管理、清掃、緑地管理業務を事業計画に沿って適切に行う。 ②利用者の行為に関する許可、届出の受理、監視、指導、利用調整などを適切に行う。 ③広報活動、自主事業等を通して、施設の普及及び利用の向上に努める。			<指定管理者実施分> ①施設の利用者が常に快適で安心して使用できる状態を維持することに重点を置いて適切に実施された。 ②利用者の平等な利用を確保して管理運営するために、施設利用のルールの周知等適切に実施された。 ③ホームページなどを通じての広報活動及びみなとオアシスNGASAKIの活動と一体となり自主イベント等を企画し施設の普及及び利用の向上に努めた。
検 証				
○管理運営業務は、事業計画に沿って適切に実施され、緑地等施設利用者の利便性の向上につながった。 ○地域に開かれた施設として計画していた様々なイベントは新型コロナウイルス感染症の影響で実施できなかったが、緑地等は市民の憩いの場としての役割を果たすとともに利用者の満足度の向上につながった。				
収支の 状況	収支計画・実績			
	(単位：千円)			
<指定管理者実施分>	主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等
収入 a		135,878	131,628	
	利用料金	135,032	99,347	ツアーバス、観光バスの利用減に伴う収入減(普通車の駐車場所を増)
	負担金		29,593	利用料金の大幅な減少に伴い不足する施設の維持・管理運営費
	その他	846	2,688	自動販売機収入増
支出 b		100,715	131,628	
	人件費	35,163	20,514	
	維持費	65,552	111,114	
収支a-b		35,163	0	
検 証				
○ツアーバス、観光バスの駐車場の利用減に伴い収入減となった。 ○ツアーバス、観光バスの利用増加が見込めないため、普通車の駐車場所を拡大することで利用者は増加した。 ○収支実績は、計画を下回ったが、その収支の状況は健全であった。				
指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価				B
(説明) ○指定管理制度の導入によって、効率的かつ効果的な管理が可能となった。 ○施設の利用許可件数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、当初計画と比べて減少しているが、市民への憩いの場を提供するという施設の設置目的に対しては成果を維持できている。 ○今後も「長崎の顔」として、より一層環境に美化した維持管理を行うとともに、利用者の声を取り入れ、指定管理者と県が一体となり、更なる満足度向上を目指す。 ○駐車場の利用台数は目標値を下回った。				

6. 令和5年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容
○新型コロナウイルス感染症が終息したことで、クルーズ船の入港が再開し、ツアーバスによる駐車場の利用が再開するので、バスの誘導等に必要な警備員を手配した。 ○市民の憩いの場として安全に施設を利用いただくために、新型コロナウイルス感染症対策として、手洗い・咳エチケット推奨の案内をトイレに設置し、引続き注意喚起を行うこととした。

7. 令和5年度事業の評価

※評価区分（a：行われている、b：一部行われていない、c：行われていない）

指定管理者の行う管理運営等に関する評価	視点		評価	判定理由
	・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。		a	利用者サービスの向上や施設の適切な管理に取り組み、施設補修についても迅速に対応している。
	・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。		a	イベント時は施設を地域住民に広く開放、利用の調整については利用調整会議に諮るなど、公平かつ平等な利用を確保している。
	・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。		a	広く施設利用者への利便供用及び市県民や観光客の憩いの場として、また、交流の場として各種イベントが開催され、利用者
	・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。		a	樹木・芝生・花壇その他施設・設備の維持管理について適切に実施されている。
	・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。		a	ホームページなどによる広報等施設の利用向上に向けた取り組み及び施設利用料金を変更するなど柔軟の対応を行った。
	・経費節減に向けた取り組みが行われているか。		a	管理コスト縮減に努めながら、維持管理の充実を図り、経費縮減に向けた取り組みが実施されている。
(その他の観点)				

施設の在り方についての評価	視点		評価	理由
	必要性	・市県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	市県民や観光客の憩いの場として、また、イベント等の交流の場としてニーズは高まっている。
		・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適応しているか。	■ a. 適応している b. 一部適応していない c. 適応していない	施設利用者への利便供用、良好な景観形成やイベント開催及び住民の憩いの場となっている。
		・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	■ a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である	市県民や観光客に広く利用されており、市への移譲は困難。また、公共性が高く民間移譲も困難。
	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	利用許可及び軽微な修繕について、十分な結果が得られている。
		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	同一の負担、業務量でより大きな効果は得られていない。
	有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない	施設利用者への利便供用、良好な景観形成やイベント開催及び住民の憩いの場として利用され、指定管理制度は設置目的に十分に寄与している。
・事業効果をさらに上げる余地はないか。		■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある	市県民の憩いの場として定着し収支も安定しており、また、指定管理者の自助努力により施設の利用状況は向上し、今後クルーズ船入港増による事業効果への波及が望まれる。	
(その他の観点)				

8. 令和6年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明：令和6年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容) ○新型コロナウイルス感染症が終息したことから、市県民の憩いの場として「みなと」の景観形成や「みなとオアシスNAGASAKI」の活動と一体となったイベント等を開催する等賑わいの創出を図る。				